木更津市立金田小学校
新型コロナウイルス感染症対策委員会

１、目的

千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症　学校における感染症対策ガイドライン」を受けて、子どもの健やかな学びを保障できるよう本委員会を設置し、基本的な感染症対策を徹底し、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減しながら、学校全体で感染症対策に取り組む体制を整備する。

＜参考＞「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言（５／１）

現在のように、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。この感染症については持続的な対策が必要であることを踏まえれば、社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。

２、委員会組織

金田小学校では、対策委員会組織について、以下のように対策委員会（本部）に加えて小チームを設置する。

【対策委員会】（本部）
校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任

- 【保健チーム】
  ◎高橋、山本、小泉、白井、金子
- 【生徒支援チーム】
  ◎田中、仲野、桑原、南、大貫
- 【教務チーム】
  ◎中野、児玉、齋藤、青木、高部

３、対策委員会（本部）及び各チームの役割

【対策委員会（本部)】

○平時：感染対策の検討・実施、児童及び教職員の健康状態確認　等 ○感染者等発生時：対応の総括・指示、保健所との連絡、情報発信　等

【保健チーム】

○感染対策の指導・徹底　　○児童の健康状態の集約

○体調不良時の対応に係る体制整備　等

【生徒支援チーム】

○登校時の健康状態確認の指揮

○感染者や濃厚接触者等に対する差別・いじめ等の防止

○心のケア　　○スクールカウンセラーとの連携　等

【教務チーム】

○授業の仕方の検討　　○授業形態等の検討

○学習内容の精選　　○時間割の作成　等

４、感染症対策の実践内容（当面の取り組み）

（１）健康観察

昇降口での「密集」を避けるために、現在の昇降口の場所を、体育館の昇降口も使用しながら分散して入口を変更し、それぞれの場所で校舎に入る前に検温する。検温しながら、「健康状態観察表」も同時に確認し、健康状態が良好な者を校舎に入れる。教室に向かう通路は学年で指定する。手洗いを終えた児童から教室に入る。

①昇降口と入口

・１～３年生は通常の昇降口を使う。下駄箱の配置を変えて、１年生は中央の入口、２年生は右側の入口、３年生は左側の入口、４年生は職員用入口から入って教室に向かうようにする。

・５，６年は体育館の昇降口、下駄箱を使用する。体育館入口から入り、通路を通って教室に向かうようにする。

・それぞれの入口の前では、他の児童と距離を保ち、静かに並びながら開戸を待つ。

②校舎に入る前の検温と健康状態観察表のチェック

・児童は入口前で並んで待っている間に、健康状態観察表を取り出しておく。教師は、順々に非接触体温計で検温すると同時に健康状態観察表で、本人と家族の健康状態をチェックする。健康が確認された者を校舎内に入れる。

※表を忘れたり、発熱している者、家族の状況を確認していない等の記入漏れがある児童については、その場に残して待たせる。

※マスクを忘れた児童は、その場に残り、予備のマスクをもらう。

※残った児童を養護教諭のいる場所（体育館通路入口付近）に行かせ、正確な確認を行う。

・確認が終わった児童は、所定の場所で手洗いをし、終わったら教室に入り、健康状態観察表を提出する。

③教室朝の会での健康チェック

・担任は朝の会での健康観察時に、児童の健康状態をチェックする。

・担任の聞き取りにより、健康状態の正確な確認が必要な児童は保健室に行くように指示する。

・確認した状況により家庭に帰す児童は、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい、自宅で休養させる。

※迎えに来るまで、また、連絡が取れない場合には保健室で待機させる。他の人と接触を避けるため、けが人等は放送室の入り口で対応をする。

※〈相談・受診の目安〉に当てはまる場合は、かかりつけ小児医療機関に電話で相談の上、受診するよう保護者に伝える。　⇒その後の経過を必ず確認する。【担任】

④欠席連絡等の対応

・「新型コロナウイルス対応確認表」にて対応する。

※早退後の経過確認や、自宅療養の聴き取りにも使用する。

※対応確認表は、管理職に報告したのち、養護教諭が保管する。

⑤健康観察表の記入

・健康観察表への記入は、以下のように行う。

〈新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン〉 P13～14「出欠席等の扱い」

出 席 停 止　　本人の場合【ホ(ホ)】，家族の場合【ホ(カ)】

・本人が風邪症状，発熱で休養

・本人が感染　　・本人が濃厚接触者

・家族が風邪症状，発熱　　・家族が濃厚接触者

・海外から帰国し２週間自宅待機

非常変災等～～～校長が出席しなくてよいと認めた日　　【ホ(ヒ)】

・基礎疾患等のある児童が主治医に登校すべきでないと判断された

特 別 欠 席　　【ト(コ)】

・保護者から学校を休ませたいと相談された（症状等なし）

（２）基本的な感染予防

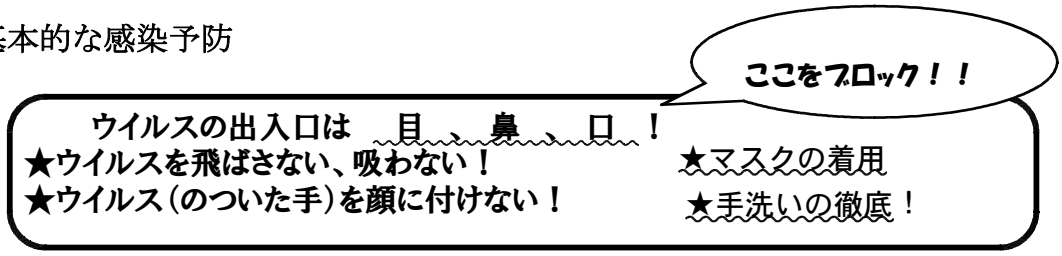

①手洗いの徹底　　※少しでも回転を良くするため、うがいは省略。手洗いを徹底！

・水を流して手をぬらしたら、石けんをつけて泡立たせ、まず、蛇口を洗う。

・次に一度、手と蛇口を洗い流す。

・あらためて**石けんをつけて３０秒**じっくり手洗いをする。

⇒手洗いの仕方を各学級で指導する。

・手洗いは、教室に入る前、トイレ使用後、昼食前後、外に出る前後、清掃前後に必ず行う。

・何より、**顔・マスクは触らない！**

・手洗い場の密集対策　⇒　学年によって使用する場を振り分ける

学　級	使用する手洗い場
1の1，1の2	家庭科室
2の1，2の2	２Ｆ西側（2の1)、２Ｆ東側（2の2）
3の1，3の2	理科室
4の1	３Ｆ西側
5の1	３Ｆ東側
6の1	２Ｆ東側や１Ｆ東側などすいているところ
はまっこ	１Ｆ東側

②マスクの着用の徹底

・昼食時以外はマスクを着用する。

※昼食時にはずしたマスクは、各自のハンカチにたたんでしまう。

・運動時は、熱中症予防の観点から、身体的距離が確保できればマスクを外してもよい。ただし、着けていたい児童は着けていても良い。

・熱中症予防のため、喉が渇かなくても水分を補給する。

※水道が限られるため、原則、水筒を持参してもらう。

③学校施設や用具等の消毒

◆教室　※基本的に、嘔吐物処理セットを使用する。

・１日１回以上、児童が触れる場所を消毒する。

・消毒液は「次亜塩素酸ナトリウム希釈液」を使用する。

※使い捨てゴム手袋を使用する。

ペーパータオルに消毒液をしみこませる　⇒　机等一方向に拭く

⇒ その後、水拭きする

【ドア、手すり、机、いす、電気のスイッチ等、複数の子どもが触れる場所と教具】

・消毒ででたゴミはフタつきのごみ箱に捨てる。

・共用の教材教具（学級文庫も含む）を使用する前には、アルコールスプレーで消毒する。

◆トイレ

・トイレは一日複数回消毒する。

・ペーパータオルを使用し、出入口の取っ手、水道蛇口、石けんのポンプ上部、男子便器水洗ボタン、手すり、個室扉カギを消毒する。

→ゴミは袋に密閉し、フタつきゴミ箱に捨てる。

※便座、フタ、レバー、ペーパーホルダーはトイレットペーパーを使用。

→ゴミはそのまま流す。

◆職員室、その他

・電話、共用パソコン、コピー機のタッチパネル　…こまめにアルコール消毒

※※職場での感染で、最もリスクの高い箇所です。お近くの先生にご協力いただく。

・昇降口のドア、公衆電話の消毒も１日１回以上行う。

（3）児童の生活上の留意点

☆学校における「新しい生活様式」を身につける。
基本的な感染予防の徹底と「３密」（「密閉」「密集」「密接」）の回避

①身体的距離の確保（基本的な対応）

・登校時の入る門、待機場所、入口を分散する。
・下駄箱の使用は可能な限り一列おきにする。
・児童の座席の間を、可能な限り距離を確保する。
・身体的距離が確保できない場合は、対面とならないように活動を行う。
・座席を使用しない場合でも、身体的な距離を確保する。
・下校時は分散（時差）退出で、４名程度ずつ昇降口に送るようにする。
　※１，２年生については、色別下校の場合、色別に退出させる。

②換気

二方向の窓を開けること！

・原則、常時ドアと窓を開放する。
　廊下の窓も、開けて通気性を保つようにする。
・エアコン使用時でも２０分に１回の換気を行う。

③場面別の留意点

◆登下校時

・登下校中もマスクをする（外さない）。　※今後の状況で検討もありうる。
・友だちと一緒に登下校するときも距離をとり、手をつないだりしない。
・早く来ても、友だち数名で近づいたり、集まったりしない。各学年の待機場所で静かに整列して待つ。
・校舎内に入る前に検温を受け、健康状態観察表をチェックしてもらい、許可が出てから入る。　※雨等の状況で、早めにチェックして中で待たせる場合がある。
・教室には、必ず手洗いを済ませてから入り、健康状態観察表を提出する。
・座席は指定の所に座り、他の座席にはさわらない。

◆各教科活動時

・教室が密閉状態にならないよう、２方向でドアや窓を開けておく。
・閉め切ってエアコンを使う場合は、２０分に１回程度の換気を行う。
・物の貸し借りは絶対にしない。
・友だちと対話する場面では、大きな声を出さず、身体的距離を確保する。
・発表は基本的に前向きで行う。全体に共有する内容は、ＩＣＴを活用するなど工夫する。教室の前での発表は、必ず先頭の机との距離を確保して行う。
・黒板で教具を使う場合には、触る前に手をアルコール消毒する。
・体育では密接するような種目は行わない。体育館での内容は当面行わない。水泳指導はプールでの実技指導は行わず、知識面の指導のみとする。外での体育や保健を進める。単元を入れ替えるなどできることを工夫する。
・音楽の歌唱指導やマスクを外すことになるリコーダー等の指導は当面行わない。鑑賞を先に行う。リコーダーの指使い、リズム打ち、歌詞を覚える等は行う。
・図工では、道具を共有して使うものはできるだけ行わない。個人で済むものを先に進めておく。どうしても共有するものがある場合には、その都度消毒する。
・家庭科では調理実習は当面行わない。ミシン等、複数の児童が交代しながら使用する物については、使用前の手洗いや消毒を徹底する。
・外国語では、アクティビティな活動は控え、会話等も前向きで行う。知識的な学習や書く学習を先に行う。
・図書室の利用は１学期は行わない。授業で使うものは読書相談員に予約して準備してもらう。
・学級文庫の本は、手をアルコール消毒して借りて、その時間が終わったら返す。自分が読みたい本があったら持ってきて良い。人に貸さない、触らせない。

◆休憩時間

・休み時間でもマスクをはずさない。
・廊下や階段では前の人との距離をとる。密集状態にならないよう気をつける。
・外で遊ぶ場合には、前後の手洗いを必ずする。
・トイレが混み合わないよう、外で待たせるなど中の人数に気をつけ、休み時間以外でもとらせるよう配慮する。
・洋式トイレでは、使用後、フタをしてから流す。
・水道は各学年（学級）で指示された場所を使う。
・水道ではしゃべらず、隣や前後の間隔をあける。

◆給食時

・給食前後の手洗いを徹底する。給食当番は教室でのアルコール消毒を行う。

・配膳に係わる児童は使い捨て手袋をする。（できるだけ先生が行う）

・配膳の時は、数名ずつ呼びながら行い、密接を避ける。

・セルフ方式で自分の物は自分でとる。

・机は前向きで食べる。

・量の増減、おかわりは当面禁止する。→担任が追加配食する。

・食缶等の返却は、各階のワゴンに返却する。当面、給食室には行かない。

・歯磨きは自席で、水はコップに入れておく。

◆清掃時

・清掃はできるだけ密接を避けて行う。（分担を工夫する）

・机、椅子は運ばず掃除する。

・トイレ掃除は当面行わない。（職員で行う）

・始まる前に手洗いを徹底して掃除用具を使う。

・清掃後、手洗いを行う。

※最終的に飛沫の付着したゴミをまとめたビニール袋は、各階のコロナ用ゴミ箱に捨てる

５、感染症等が発生した場合の対応

（１）児童または職員に感染者が発生した場合

①初動対応

〈一報〉感染者の発生を確認したら、管理職は速やかに教育委員会に一報を入れる。

〈本部招集〉対策本部を招集して状況を確認し、全職員に周知する。

〈保健所対応〉保健所との対応窓口を教頭として対応を行う。

〈委員会協議〉保健所の指導の下、教育委員会等と協議して今後の対応を検討する。

> **学校保健安全法第２０条に基づき、原則として学校全体について、１４日間を目安に臨時休業を行う。**ただし、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断し、臨時休業の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。

〈情報収集〉保健所の指導の下、本人のプライバシーに配慮し、学校が把握できる範囲で、感染者本人の行動記録等を時系列で整理する

健康状態（発症日、症状等）、直近２週間の学校のスケジュール、活動状況等

〈濃厚接触者の特定〉保健所の指導の下、感染者本人の行動記録に基づき、児童及び教職員の、接触者のリストを作成し、情報提供を行う。

〈他の健康状態の把握〉他の児童及び教職員の健康状態を把握する。

〈学校医報告〉学校医等へ養護教諭から感染者発生を報告する。

〈緊急メール連絡〉保護者宛て連絡内容を検討し、緊急メール等を活用して、児童の自宅待機について連絡する。

〈児童への指導〉各学年で、臨時休業中の健康観察や学習課題等について児童に連絡する。（できれば臨時休業に入る前に）

〈感染者家庭の支援〉感染者の家庭と連絡を取り、状況に応じて支援に努める。

〈勤務体制の整備〉教職員に濃厚接触者等がいる場合を想定して、教職員の勤務体制を整備する。

〈報道対応〉報道対応の窓口を教頭にし、教育委員会と連携し情報を収集・整理する。

②その他

〈差別・偏見・いじめへの配慮〉感染者に対しての、差別・偏見・いじめなどがないように、十分な配慮や注意を行う。

〈濃厚接触者〉保健所から、濃厚接触者とされた者は自宅待機を行い、保健所の指導に従う。

〈校内の消毒〉保健所の指導の下、次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童又は教職員の行動範囲を考慮し、接触箇所等、校内の消毒を行う。

（２）濃厚接触者が発生した場合

〈一報〉感染者の発生を確認したら、管理職は速やかに教育委員会に一報を入れる。

〈本部招集〉対策本部を招集して状況を確認し、全職員に周知する。

〈保健所対応〉保健所との対応窓口を教頭として対応を行う。

〈委員会協議〉保健所の指導の下、教育委員会等と協議して今後の対応を検討する。

原則として臨時休業は行わない。ただし、保健所等の助言を参考に、実施を検討する場合がある。

〈当該児童・教職員の対応〉保当該児童又は教職員は、保健所の定めた期間自宅待機を行い、保健所の指導に従う。

〈他の児童への指導〉必要に応じて、保健所の指導の下、他の児童の健康観察を行う。

〈差別・偏見・いじめへの配慮〉感染者に対しての、差別・偏見・いじめなどがないように、十分な配慮や注意を行う。

〈保護者への説明〉必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

〈校内の消毒〉必要に応じて、保健所の指導の下、次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童又は教職員の行動範囲を考慮し、接触箇所等、校内の消毒を行う。

6、児童に対する正しい知識等の指導

児童生徒が新型コロナウイルス感染症及びその感染感染予防対策について正しい知識を身につけ、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、指導資料等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

（1）手洗いについて

・手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。

・手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。

・正しい手洗いの仕方を身につけること。（手洗い場の蛇口にも注意する）

（2）マスクの着用について

・飛沫感染を防ぐために、マスクを必ず着用すること。

・マスク着用時のポイントを実践すること。

〇鼻、口、顎を覆う。特に鼻と口の両方を確実に覆う。鼻の部分を押さえてフィットするよう調節する。 隙間がないように調整する。

〇使用中はマスクになるべく触らない。特に、口周りを覆うフィルター部分には触らない。触った時はすぐに手を洗う。

〇ゴムの部分を持ち、上の方に移動させる。
フィルター表面に触らないよう注意して、顔から外し、廃棄する。すぐに手を洗う。

・マスクをしていると、熱中症に気づきにくくなるため、水分補給をこまめに行うこと。

・マスクがなく、とっさの咳やくしゃみの時は袖で口、鼻を覆うこと。

（3） ３つの密について

・感染のリスクを理解させ、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。

（４）その他

・帰宅後は、手洗いや顔洗いを行い、できるだけすぐに着替えること。できれば、シャワーを浴びたり、お風呂に入ると良いこと。

・感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠がきちんととれた生活を続けることが大切であること。

・私たち一人一人が、家庭や外でも下のような感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切なこと。それが感染拡大防止にもつながること。

・ＳＮＳで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないように注意すること。

・感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持に当たる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

・心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。

＜指導上の参考資料等＞　share　→　☆保健室　→　★コロナ指導用資料

【金田小作成】

・（動画）コロナと生活　　…齊藤先生作成

・コロナ予防ポスター、マスク使用時のポイント　…田中先生作成

・手洗いの仕方　…高橋先生作成

・（教室掲示用）新型コロナウイルスへの基本的対策

【外部機関】

・きいれ浜田クリニック　浜田医師作成資料

・岡山大学開発教材　（シート、B4 見開き、紙芝居、Q&A）

・新型コロナウイルスの３つの顔を知ろう！（日本赤十字社）

７、教職員の留意点（共通理解実践事項）

教職員は多数の児童等と接する立場であることから、感染予防の意識を一層高め、共通理解して実施できるようにすることが重要である。

（１）健康管理について

・日頃から体調管理に努め、職場はもとより、職場外でも感染予防の徹底に努める。特に、医療的ケアを必要とする児童や基礎疾患を有する児童と接する機会がある教職員においては、感染リスクの高い場所に行くことを減らす等、一層の感染予防を行う。

・毎日、出勤前に検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合には出勤を控え、管理職に報告する。

・毎朝、健康状態について、各自の「健康状態観察表」に記入する。

→管理職が確認する。記入が全部終わったシートは保健室で保管する。

（２）朝の児童等への対応について

・朝、欠席連絡を受けた受けた職員は、メモを取り担任に確実に伝える。

（基本的に「新型コロナウイルス対応確認表」にて対応する。）

・担任は教室に行く前に、来た電話連絡を確認する。

・外検温担当は基本的に始業２０分前に昇降口を開け、校舎に入る前の検温と健康観察状況表のチェックを開始する。

→マスク忘れの児童には、その場で予備を渡す。体調不良の児童がいたら体育館通路に行かせる。（養護教諭が対応する）

・座席は確実に自分の席に座らせる。

・担任は提出された「健康状態観察表」に目を通す。

・朝の会で健康観察板に記入しながら、健康観察を行う。

・当面、朝学習は行えないので、教室に早く入った児童には読書や簡単な課題を行うよう指示しておく。

（３）学校での生活について

・マスクを着用し、授業や指導等で児童と接する際は、可能な限り、身体的距離の確保に努める。

・日常的に手洗いを徹底する。（出勤後、授業前後、トイレ後、給食前後等）
・児童の下校後は、必要な箇所の消毒を行う。
・職員室での「密」を避けるため、学級の事務作業等、教室でできることについては各教室で行う。
・時間のかかる全員での職員会議は体育館で、「３密」を避けて行う。
・職員室の換気に努める。共用の物や施設等の消毒を徹底する。
・外部からの来校者に対し、来校者名簿への記入とともに、マスクの着用、手洗いや手指のアルコール消毒等、感染対策の徹底を依頼する。

令和２年５月２５日　案作成
令和２年６月　１日　部分修正
令和２年６月１２日　追加修正

この対策は、千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症　学校における感染症対策ガイドライン」をふまえ、学校としてできる限りの対策として作成しています。今後の社会での新型コロナウイルスの感染状況や、国や県及び市の方針により新型コロナウイルス対策の見直しがあった場合には、学校での対応も適宜修正していくことが十分考えられます。現時点での可能な学校の対応であることをご理解ください。